

橋本市生涯学習推進計画



橋本市マスコットキャラクター
「はしぼう」

平成28年3月

橋本市教育委員会

は じ め に

平成25（2013）年4月から始まった橋本市の生涯学習推進に関する計画策定のための取組は6回の生涯学習推進計画策定委員会、12回の全体部会会議、6回のPJ会議、10回の地区公民館等における地域シンポジウム、総計10回の「人づくり」「地域の輪づくり」「環境づくり」部会の開催、アンケートの作成と集計、パブリックコメントの募集等を経て平成28（2016）年3月に答申として提出頂きました。

村田 和子 和歌山大学教授を委員長として社会教育委員の皆様、シンポジウムに参加頂いた地域住民の皆様、そして公民館や子ども館職員等の多くの行政職員が参画し、3年に渡り様々な議論・協議そして研修が行われました。その成果として策定されたのが生涯学習推進計画であります。この間の策定に向けての多くの方々の熱意とご努力に心から敬意と感謝の意を表します。

策定までの過程も大変値打ちのあるもので、携わって頂いた方々には、多様な学びの場であったと考えます。次に「橋本市生涯学習推進計画」を今後、橋本市の生涯学習にどう生かして行くのが大切であり、これからが新たな出発点であると考えます。

「人が育ちあう共育のまちづくり」を基本理念として、「学びの推進と学びの中での人づくり」「人がつながる地域の“わ”づくり」「市民が期待する生涯学習の環境づくり」の3章からなる推進計画の精神は以下の文章に象徴されると思います。

「人は、興味や関心があることに対して積極的に学ぼうとし、学び行動することを喜びとしています。それらの活動が仲間とともにできるとき、その喜びはより大きなものになります。また、大切な存在と認められ、人の役に立てることを生き甲斐と感じます。より多くの人が生き甲斐を感じて輝いているとまちは活性化し、そのまちに暮らす人はますます輝くという好循環を生みます」

推進計画を本市の教育に反映させ、市民の多くの方々が連携し、人と人がつながりながら、共に学びあいのできるまちづくりに向けて、教育委員会としましても力を尽くしていきたいと考えます。そのことが、推進計画策定に携わって頂いた多くの方々のご尽力に報いることだと考えます。

最後に、本推進計画の発刊にあたり、ご尽力頂きました関係各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

橋本市教育委員会教育長 小林 俊治

目 次

I 生涯学習推進計画の策定に向けて

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと役割	3
3 計画の期間	4
4 計画の全体構成	5

II 生涯学習推進計画の基本構想

1 基本理念	6
2 基本方針	6

III 生涯学習推進計画の施策内容

第1章 学びの推進と学びの中での人づくり

第1節 家庭教育支援の充実	7
第2節 子どもの社会性の育成	8
第3節 成人期における学びの推進	11
第4節 健やかな心身を育むスポーツの推進	14

第2章 人がつながる地域の“わ”づくり

第1節 人を活かす	17
第2節 地域での学び	19
第3節 連携ネットワークを目指した新たな行政の仕組みづくり	21
第4節 情報の共有	23

第3章 市民が期待する生涯学習の環境づくり

第1節 社会教育施設	25
(1) 公民館	26
(2) 図書館	28
(3) 子ども館・児童館	30
(4) 資料館等	33
第2節 文化財の保護・活用	35

IV 計画の実現に向けて

1 重点目標	38
2 計画の推進体制	39
【用語説明】	40

V 参考資料

1 社会教育委員会議の提言書	4 4
2 橋本市生涯学習事業推進計画策定委員会設置条例	5 5
3 橋本市生涯学習事業推進策定委員会・全体会議名簿	5 7
4 地域シンポジウム	6 0
5 市民アンケートの集計	7 2
6 策定経過	8 5

I 生涯学習推進計画の策定に向けて

1 計画策定の趣旨

地方創生の時代、持続可能な社会への転換が求められている今日、橋本市を愛し、自治の精神を持った市民とともに、より良いまちづくりを進める必要があります。

本市では、これまで地域の文化や歴史を大切に、子どもから高齢者までのすべての市民がこころ豊かに充実した人生をおくることができるよう、学校教育の充実とともに公民館等の社会教育の推進に努めてきました。

「橋本市の生涯学習のあり方」については、平成19年5月、「橋本市教育協議会」を設置して諮問がなされ、平成21年3月に答申がされました。本市ではこの答申をもとに、橋本市の生涯学習は、「人が育ちあう共育のまちづくり」「橋本市に誇りを持ち、これからの社会を担う活気と責任、自覚ある人づくり」「人づくりはまち全体で行う」の考え方を大切に、家庭教育・幼児教育・学校教育・社会教育を連続的・継続的に取り組んできました。

今日、少子高齢化が進み、人口減少社会へと社会が大きく変化していく中で、「時間(とき)ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市橋本」をうたう橋本市長期総合計画において、その実現のためには「個性ある人と文化を育むまちの実現を目指し、お互いを尊重し認め合い、地域の歴史文化や芸術を継承・発展させていく地域社会を形成していく」ことの大切さが明記されています。こうしたまちの実現のためには、行政はもとより、行政と市民が共に学び、男女共同参画の視点にたってまちづくりを進めることが重要です。

さらに、人が育ちあう、共育のまちづくりを全体で進めるために、まちづくりへとつなげていくための仕組みや施策、地域の教育力の充実と行政の役割や体制のあり方について検討することが求められています。

また、生涯学習の基礎づくりを行うという、学校教育の側面での役割とともに、生涯学習の場として学校の果たす役割などについても検討する必要があります。

こうした課題を踏まえて、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育の充実を図り、人が生涯にわたり学び、学習活動をつづけていくことができるよう「橋本市生涯学習推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけと役割

本計画は、「橋本市長期総合計画後期基本計画」(平成25年3月策定)が掲げる目指すべき都市像を実現するために、社会教育を中心とした生涯学習推進の指針となる計画です。

策定にあたっては、新たに施行される橋本市教育大綱と整合性を取り、橋本市社会教

育委員会議の提言を生かし、生涯学習の観点から、市民の主体的な学習活動の場となる環境を整備し、同時に、生涯学習の推進における各分野の施策と関係部署の連携・協力の基本的方向を示すものです。

具体的には「橋本市地域福祉計画」「橋本市障がい者計画・橋本市障がい福祉計画」「橋本さわやか長寿プラン21」「橋本市スポーツ推進計画」「橋本市子ども・子育て支援事業計画」などの諸計画と十分連携をしながら整合性を図り策定するものです。

3 計画の期間

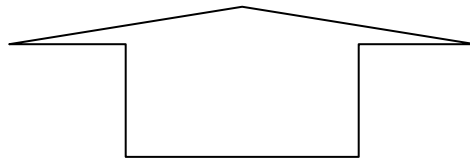
本計画の期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、社会情勢や市民の学習ニーズの変化等に対応し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

4 計画の全体構成

本計画の全体構成は次のとおりです。市の現状と市民の学習活動及び意識の実態を踏まえ、市の基本構想や橋本市社会教育委員会議の提言を尊重して策定します。

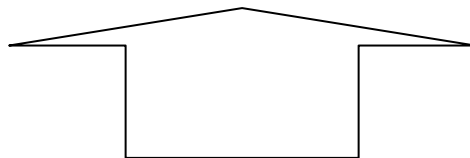
推進目標

「人づくりはまち全体で行う」



基本理念

「人が育ちあう共育のまちづくり」



基本方針

- | | | |
|------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1.
学びの推進と学びの中での人づくり | 2.
人がつながる地域の“わ”づくり | 3.
市民が期待する生涯学習の環境づくり |
|------------------------|-----------------------|-------------------------|

Ⅱ 生涯学習推進計画の基本構想

1 基本理念

本市では『長期総合計画』において、「ふれあいを深める視点」「環境と共生する視点」「個性を活かす視点」の三つの視点から、「ひと・自然・歴史を活かし豊かさを高めるまちづくり」を基本理念に、「時間（とき）ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市橋本」を本市の将来像に掲げています。

そのためには、市民一人ひとりが一生涯にわたって、自己の人生を磨き、豊かな人生を送るとともに、男女共同参画の視点にたって、まちづくりの主体者として育ちあうことができるような生涯学習の環境醸成が不可欠です。

本計画では、学習・文化・スポーツ活動を通じて人と人がつながり、さらに、学んだことや活動の成果をまちづくりに生かすことのできる生涯学習のまちを目指し、「人が育ちあう共育のまちづくり」を橋本市生涯学習の基本理念とします。

2 基本方針

計画の基本理念を実現させるためには、一人ひとりが生涯を通じて学び、共に学びあう豊かな人間性を持ち（人づくり）、積極的に地域の行事に参画し、学校や社会教育施設等と繋がり合う仕組み（“わ”づくり）、さらにそれらの学びや仕組みを提供するための土台（環境づくり）が不可欠です。これらの「人・“わ”・環境」における取組みすべてを効果的に推進し、人が育ちあう共育のまちづくりを目指します。

Ⅲ 生涯学習推進計画の施策内容

第1章 学びの推進と学びの中での人づくり

第1節 家庭教育支援の充実

核家族化の進行や、地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育ての孤立感や負担感が増加しています。親が安心して子育てができるように、悩みを言える関係の構築や子育ての方法を学ぶ機会を提供する必要があります。

家庭での親子が共に過ごす時間は、コミュニケーションを取りながら互いに学びあい共に成長できる大切な時間です。子どもの健やかな成長のために家庭教育支援を充実する必要があります。

① 乳幼児親子の居場所づくりとその活動及び学習支援

【現状と課題】

公民館・児童館・図書館などの社会教育施設では、読み聞かせや親子で楽しめる事業を提供し、子育て親育ちのための学習支援や活動支援に取り組んでいます。

公民館では、昭和59年に「ひとりぼっちの親をなくそう」という趣旨のもと、隅田地区公民館に乳幼児親子の子育てサークル第1号となる「なかよし会」が誕生しました。その後、すべての公民館に親子サークルができ、今ではそれぞれ、地域における親子の居場所となっています。

また、中央公民館では、親子サークルの代表者たちが、共に学び、交流するための「よもやま交流会」を実施しています。代表者たちが、交流会で学んだことを、それぞれのサークルメンバーに伝えることにより、地域を越えたサークル同士の結びつきも生まれ、市内全域の親子の学びにつながっています。

しかし、最近では、子育て中の就労人口の増加、こども園などで実施される託児サービスなどの子育て支援の充実を背景に、公民館における自主的な親子サークルなどのメンバーの減少が指摘されています。自主サークルは、自分たちで工夫して活動を創りだしていく特徴をもち、親同士が、お互いが理解しあい、知恵を出し、学びながら、人と協力するという親の学びでもあり、親も成長・発達するという社会教育の特質を有するものです。こうした、自主サークルの意義や良さを伝え、共有することが課題となっています。また、関係する行政・機関との連携が課題となっています。

② 親の学びの継続

【現状と課題】

本市では、乳幼児親子に対する居場所づくりなどの支援は充実しつつあります。しかし、子どもが入園・入学した後の、親の学びの機会が充分ではありません。

親は、常に子どもの成長に応じた悩みがあり、親の子育ての不安感や負担感は増加しています。子どもの成長、発達に中心をおいた親の学習機会の提供を継続していく必要があります。また、提供してだけでなく、園及び学校や各関係機関と連携し、子どもの成長に応じた系統だった学習の機会をつくる必要があります。

③ 子育て情報の提供と相談活動の充実

【現状と課題】

本市の子育て情報は、市内全戸に配布される市報や公民館報など、様々な形で発信されています。しかし、「生涯学習市民アンケート」^(※1)の実施によって、情報が市民にきちんと届いていない現状が分かってきました。

一人ひとりの親のニーズに応じた情報を届けるためには、どのような方法が有効なのか、情報提供のあり方を検討する必要があります。

また、専門的な相談をしたい時に、親は市役所のどの部署に行けばよいのか迷います。分かりやすく窓口を示す必要があります。

④ 子育て支援者の養成

【現状と課題】

社会教育課では、地域の住民が子育てに関心を持ち、積極的にかかわろうとする意識を培うことを目的とし、一市民として子どもを生み育てやすい社会づくりに貢献しようという地域の担い手を育成するために、「地域支援者養成講座」を開催しています。

また、親子サークルで支援された親が学び育ち、サークル活動で培った力を発揮できる地域の支援者として活動していく親の学びと育ちの循環ができつつあります。支援者として活動することにより、さらに、親としての学びを深めるきっかけともなっています。一方で、養成後に、その活動の機会は少なく、学んだ成果を活かす機会の拡充が求められます。

【人づくり第1節 家庭教育支援の充実に係る施策の内容】

- ◆親子サークル活動が活性化されるよう、各子育て支援センターとの連携も含めてサポートします。
- ◆社会教育課、こども課、健康課、福祉課などは、連携して支援・相談に取り組めます。
- ◆地域ぐるみの子育てを推進し、安心して子育てできる居場所を提供します。
- ◆子どもの年齢に応じた子育ての仕方や、親のかかわり、役割を学ぶ機会を提供します。

第2節 子どもの社会性の育成

子どもは、遊びの中で社会のルールを学び、社会性を身につけていくといわれています。近年、社会環境の大きな変化の中で、子どもが集団で遊ぶという機会が減ってきており、集団行動を通じた学びや経験を得る機会が少なくなっています。それに伴い子どものコミュニケーション能力や規範意識の低下が懸念されています。

そのため幼少期から人権教育や様々な体験や学びを通じて社会性を身に付けて、多様化する社会生活に適応できる成人を育てるための機会や取り組みを充実させる必要があります。

① 集団の中でのコミュニケーション力を養う

【現状と課題】

携帯電話やインターネットが普及している現代社会において、SNS ^(※2) などのインターネット上でのコミュニケーションが、若者を中心に増えてきています。その反面、現実生活で顔を合わせたコミュニケーションの機会が減ってきています。

本市では、中学生のスマホ・ケータイ所持率が約81%と、全国平均の約66%を上回っており、長時間のインターネット利用による生活習慣の乱れや、集中力の低下等の問題、スマートフォンなどによる「ネットトラブル」や「ネット依存症」が心配される中、子どもたちの利用に関して「橋本市子どもスマホ宣言」^(※3)を宣言するなどスマホ・ケータイを正しく使おうという取り組みを行っています。

今後、実際の集団生活の中で、子ども同士が人と人とのコミュニケーションを通じて学び得ることができる学びの場を充実させる必要があります。

② 体験学習の充実

【現状と課題】

本市では、田植え体験など学校ごとに特色のある野外プログラムを行っています。また、橋本市運動公園内にある「郷土の森学習体験棟」では、市民による市民のための森づくりを目標とする「橋本ひだまり倶楽部」が、自然観察、体験学習等により、より多くの市民に里山保全・活用を支える活動への参加も呼びかけています。

また、大自然の中で自分たちの力で生活を営むことによって、自主的に行動できる子どもを育てることを目的とした「子ども冒険村」^(※4)といった特色のある事業などを展開しています。

野外活動などの集団活動による体験学習は、社会のルールやマナーなどの社会性や規範意識を育む事業としても期待できます。

③ 青年リーダーの育成

【現状と課題】

本市では、青年リーダーが「子ども冒険村」や「ジュニアリーダー研修会」^(※5)などの企画運営を行うなど、積極的に子どもの健全育成に取り組んでいます。

青年リーダーとは、高校生・大学生等で構成され、子ども会イベントへのレクリエーション指導派遣を始め、地域のお兄さん・お姉さんとして地域活動を行っている青少年で、「橋本市青年指導員連絡会」^(※6)として活動しています。

青年リーダーは、地域の子どもの指導やリーダーとしての活動を通じて、立派なリーダーになるための規範意識の体得や地域とのつながりを持つことができ、その活動は、青年期の社会性を育む絶好の社会教育の場となっています。

しかし、今後は少子化の中で未来の青年リーダーの人材確保が困難となってくる可能性があるため、安定した青年リーダー活動ができるよう、活動内容や魅力を市民へ発信していく必要があります。

④ 人権教育の推進

【現状と課題】

本市では平成17年3月に、人権施策の基本方針として「橋本市人権施策基本方針」を策定し、平成18年3月の橋本市と高野口町の合併により新橋本市が誕生する中での整合性と、日々変化する法制度や社会情勢の変化などに応じた人権施策の指針として、新たに「橋本市人権施策基本方針」として改訂しました。また、教育委員会では、平成19年3

月に「橋本市人権教育基本方針」を策定し、生涯学習の視点に立ち、それぞれの発達段階に応じて、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育において相互の連携を図りながら生涯を通じて人権教育を推進しています。

生涯学習という観点から人権教育を通じて、人権が尊重され、心豊かに安心して暮らせる社会づくりのため、市民一人ひとりの人権意識の向上に向けた取り組みが必要です。

各地区公民館では様々な人権課題をテーマにした人権講演会を開催して、多くの市民の参加を得ています。また、文化スポーツ室を中心に人権教材の作成とその活用、キャップ・ハンディ体験 (※7) 活動など人権意識の向上にむけた取り組みを進めています。

【人づくり第2節 子どもの社会性の育成に係る施策の内容】

- ◆「子ども冒険村」などの自然体験事業を促進します。
- ◆小中学校での校外体験や、郷土の森学習体験棟などでの体験学習を推進します。
- ◆若年層から参加できるボランティア活動（団体）を支援します。
- ◆次世代を担う青年リーダーの養成事業を推進します。
- ◆教材の発行や、キャップ・ハンディ体験等の実践的な人権教育を推進します。
- ◆人権講演会を充実します。

第3節 成人期における学びの推進

本市における成人期の学びは、社会教育関係団体（約160団体）や地区公民館サークル（約300団体）に代表されるように、社会教育施設を中心にして活発に展開されています。

成人期は若者や子育て中の現役世代と現役をリタイアした世代の2つに分けられます。

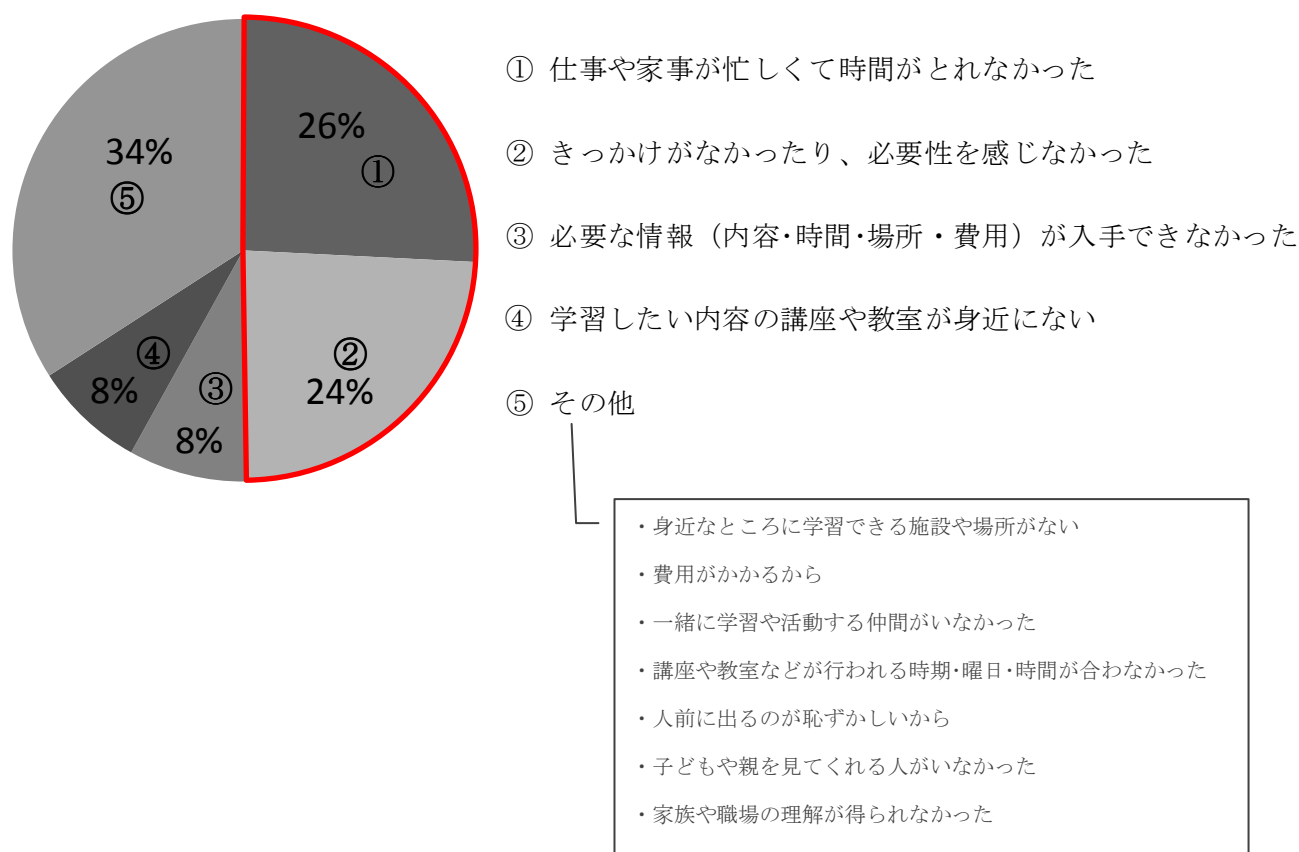
「生涯学習市民アンケート」結果からは、生涯学習をしない理由として「仕事や家事に忙しくて時間がとれない」、「きっかけがなかったり、必要性を感じなかった」という項目が全体の半数を占めています。

高齢化、核家族化、価値観の多様化、地域の連帯感の希薄化などにより社会状況が大きく変化する中で、様々な学習課題が生じています。知識や教養を身に付けたり、地域の人たちと交流を深めることで、より豊かな人生を送ることができるよう、学習活動や文化芸術活動、地域の多様な課題解決のための学びが必要とされています。

さらに、現役をリタイアした世代にとっては、高齢化が進む中で、第二の人生をより豊かに過ごすための生涯学習活動が求められています。元気で楽しく年齢を重ねていくために地域の人たちと交流し生きがいを見つけながら、さらに、今までに培った豊富な知識や

経験を社会や地域に還元していけるような学びが必要とされています。

問3 この1年間で「生涯学習」をしなかった理由は何ですか。



①共に学び、生きがいや居場所をつくる機会と場の提供

【現状と課題】

現在、橋本市の社会教育施設（公民館、図書館、子ども館・児童館など）では、教室・講座を初めとする多彩な主催事業が実施されるとともに、地域住民自らの学習要求に基づくサークル活動が活発に展開されています。その活動や事業は、参加者同士の交流や学びから地域住民の居場所や生きがいの発見につながっています。

しかし、参加者の固定化や、内容の重複、現役世代が参加しにくいなどの問題があります。一層多くの人に参加できるように、関係各課との連携を深め、地域住民の学習ニーズを把握し、ライフスタイルに合った開催時間の考慮など、さらに工夫した事業の提供が必要です。

地域住民自身が自ら主体となって、地域づくりに参画するために、地域の人々の思いや願いを自由に語り合い、学び合うことでますます学びを深め、生きがいをつくる機会と場の提供が必要です。

②学びを生かす場の提供と人材の育成

【現状と課題】

「生涯学習市民アンケート」では「生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、どのように生かしていますか？」の質問に「自分の人生がより豊かに」や「自分の健康維持増進に」と答えた方が46%を占めました。

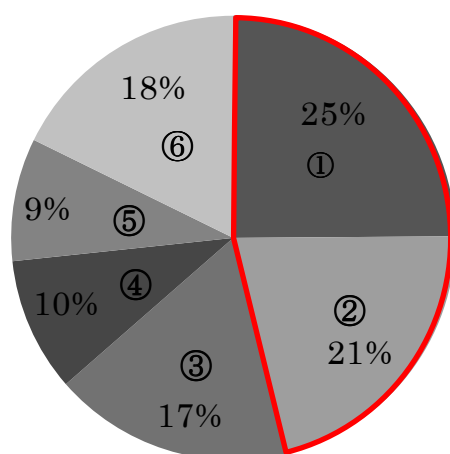
一方、社会教育施設などの学びの場では、今までの経験から得た豊富な知識や技術をもつ地域の方々が、その力を学校や地域社会で活かそうという取組みも生まれています。

たとえば学校現場では、「放課後ふれあいルーム」や「夏休みの体験教室」で、子どもの成長や発達を助けるための支援にかかわり、登下校時には見守り活動などを行っています。地域社会では、民謡や盆踊りなどでの福祉施設への訪問活動、写真・絵画・書などの公共施設への展示、公民館主催講座の講師など、様々な場で活躍しています。

さらにもう一步進んで、「自分たちの地域は自分たちの手でつくる」という視点をもって、地域活動への還元やボランティア活動に生かしてもらえる人達を今以上に増やすためにも、「学びを生かす場」の提供が必要です。

教育基本法第三条「生涯学習の理念」でもうたわれているように、今日、学んだ成果が適切に生かされる社会の実現が求められます。豊かな地域づくりを推進するためにも、住民の学びを進め、地域づくりにつながる活動に関わる人材の育成が求められています。

問2 あなたは、「生涯学習」を通じて身につけた知識・技能や経験を、どのように生かしていますか。



- ① 自分の人生がより豊かに
- ② 自分の健康維持増進に
- ③ 他の人との親睦を深め、仲間づくりに
- ④ 家庭・日常生活に
- ⑤ 仕事や就職に
- ⑥ その他

・地域活動やボランティア活動に
 ・子育てや教育に
 ・資格の取得に
 ・他の人の学習やスポーツ・文化活動などの指導に生かせていない
 ・その他

【人づくり第3節 成人期における学びの推進に係る施策の内容】

- ◆多くの市民が事業に参加できるよう関係各課との情報交換を密にし、ニーズの把握、ライフスタイルに合った開催時間などを工夫して、教室や講座を開催します。
- ◆受動的な学びだけでなく、コミュニケーションをとりながら、共に学びあえるような参画型の学びの場をより一層進めます。
- ◆様々な経験から得た豊富な知識や技術を、学校や地域社会で生かせる事業に取り組めます。
- ◆若い世代が参加しやすい講座や学びの場となる事業を推進します。

第4節 健やかな心身を育むスポーツの推進

子どもから大人まで、スポーツをしたり、スポーツをみたり、スポーツをする人を支えたりと、スポーツへの関わり方は人それぞれ異なります。また、スポーツを通して目標達成への意欲や健康の維持が図れるだけでなく、ルールを学び、仲間や指導者と出会うことで、心と心のつながりが生まれるなど、スポーツには“人と人”“地域と地域”をつなぐ要素があります。

本市のスポーツの推進は平成25年度に策定した「橋本市スポーツ推進計画」に基づき、子どもたちに対する多彩なスポーツ機会の提供、仕事や育児で忙しく運動機会の少ない若年層に向けた運動に関する情報発信やイベントの実施、高齢者や障がいのある人に対して、自主性を大切にしながら必要な支援を行うことによるスポーツ機会の提供など、ライフスタイルやライフステージに応じて誰もが手軽にスポーツ活動に取り組むことのできる社会を目指します。

① 障がいのある人のスポーツ活動の支援

【現状と課題】

社会福祉協議会や橋本市身体障害者連盟などの団体がスポーツに関するイベントを開催し、スポーツの機会を提供していますが、団体に所属していない人の参加や地域住民との交流の場は少ないのが現状です。また、会場までのアクセスの問題や施設の設備が障がいのある方の目線に立っていないなどスポーツ活動の妨げとなっているものは多くあります。

本市にある社会資源を有効活用し、手軽にスポーツにふれあってもらうための支援や参加者同士の交流を促進していく必要があります。

② 子どものスポーツ機会の充実

【現状と課題】

少子化の進行、生活の利便化、地域の遊び場の減少などにより子どもが身体を動かす場所や機会が減ってきており、子どもの運動能力の低下が問題になっています。次代を担う子どもたちが生涯を通じ心身共に健康的な生活を送るためには、幼少期の遊びの中で身体を動かすことの楽しさを知り、心身の成長に合わせて様々なスポーツに挑戦・継続できる環境を整備することが必要です。

③ 成人期のスポーツの推進

【現状と課題】

生活習慣病にかかる人が増えている中、スポーツは健康維持や生活習慣病対策の観点からも注目されており、平成25年度に本市で行ったアンケート調査によると、スポーツをする人の約7割がその理由として健康維持・増進をあげています。逆に、スポーツをしない理由としては、働き世代、子育て世代である20代から40代の4～6割がスポーツをする機会やきっかけがない、時間的な余裕がないという理由をあげています。これは全体の平均33%より高く、他の世代に比べて高い傾向にあり、スポーツへの意識が向けられていない人が多いのが現状です。

働き世代や子育て世代の人が気軽に参加できるような工夫をしたイベントやきっかけづくりになるような企画が必要です。

④ 高齢者スポーツの推進

【現状と課題】

本市の高齢化率は県内では低い水準にありますが、平成26年度末時点で28.1%となっており、人口の4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。アンケート調査によると、高齢者においてスポーツや運動が健康に過ごすために必要だと感じている人が9割以上いる中で、週1回以上スポーツをする人の割合が60代で45%、70歳以上で34%にとどまっています。現在スポーツをしている人には継続してスポーツしてもらいながら、スポーツをしていない人にどのようにスポーツの機会を提供するかが課題です。

【人づくり第4節 健やかな心身を育むスポーツの推進に係る施策の内容】

- ◆障がいのある人も楽しめる施設整備や「アダプテッド・スポーツ」(※8)を推進します。
- ◆幼児期は保育園、幼稚園、子ども館・児童館などの各種関係団体との連携を図ります。
- ◆誰もが手軽に参加できるスポーツイベントや大会を開催します。
- ◆働き世代や子育て世代等、スポーツの時間を取りにくい人たちに、機会を提供します。
- ◆高齢者スポーツの啓発活動を推進するとともに、事業の充実を図ります。

第2章 人がつながる地域の“わ” づくり

第1節 人を活かす

人は、興味や関心のあることに対して積極的に学ぼうとし、学び行動することを喜びとしています。それらの活動が仲間とともにできるとき、その喜びはより大きなものになります。また、大切な存在であると認められ、人の役に立てることを生き甲斐と感じます。そして、より多くの人が生き甲斐を感じて輝いているとまちは活性化し、そのまちに暮らす人はますます輝くという好循環を生みます。

そのような社会を実現するためには、乳幼児から高齢者まで一人ひとりが、社会にその人ならではの貢献ができるような、お互いの良さを認めあえるような取組みを充実させる必要があります。

① 地域の宝（人材）の発掘・活用

【現状と課題】

本市では、人材ネットワーク事業に登録している市民（約290人）や、社会教育関係団体（約160団体）や地区公民館サークル（約300団体）などで活動している市民が多くいます。しかし、社会教育関係団体等の活動として社会貢献を果たすという目的を十分に周知できていないという課題があります。またボランティア活動を市民と協働で事業として実施する場が十分に提供されていない現状があります。社会教育関係団体等のボランティア活動推進など、より有効な人材活用の仕組みが必要です。

同じ学びをする人(団体)同士、同じような技術を持った人(団体)同士が知り合う場を設け交流し、ともに連携・協力できるようなネットワークを作ることにより、活動の充実・活性化を図る必要があります。

また、新たに市民活動に取り組む人を発掘する施策も必要です。より多くの市民がそれぞれの仕事や趣味などで培った力を活用してもらえよう、活動を広く市民に周知し、より多くの人が市民活動に参画できるきっかけづくりに取り組む必要があります。

② 人や地域をつなぐ人材（コーディネーター）の発掘・養成

【現状と課題】

本市では、地域や学校などの課題やニーズを把握し、人や団体をコーディネートするコーディネーター（つながりづくりの担い手）が地域で活動していますが、現在のコーディネーターの数が十分であるとは言えません。

また、コーディネーターは、学校と地域の調整を適切な関係で果たす役割が求められることから、常に資質の向上が必要です。

さらに、コーディネーターが孤独に陥ることなく、安心して継続的に役割を発揮していけるような環境整備、活動支援体制をつくる必要があります。

③ 人材を活かすシステムづくり

【現状と課題】

既存の地縁団体が減少の傾向にあり、従来果たしてきた地域活動の役割が機能しなくなっています。「子どもたちのために」という共通のベクトルでつながる「共育コミュニティ」^(※9)という仕組みを生かし、地域の特性に合わせた「出番」を創出していく必要があります。子どもから大人まで障がいの有無にかかわらず、地域の様々な人が集い、話し合い、課題を共有することで、新たに生まれる工夫やアイデアを大切にし、より多くの人々が活躍できるシステムを構築していくことが求められています。その推進に当たっては、地域と行政の連携した力が必要です。そして、人が活きるコミュニティづくりは、長期的展望をもって取り組む必要があります。

【“わ” づくり第1節 人を活かすに係る施策の内容】

- ◆市民活動の活性化を目指して、ボランティア登録・人材活用の改善・発展に努めます。
- ◆多様な人の意見や思いを受け止められる地域にしていくために、互いを尊重し合い、つながりがもてる事業を展開します。
- ◆市民活動をしようとする人や団体などが、これまでに培った知恵や技能を生かせる多様な場をつくるとともに、交流や活性化のための支援を行います。
- ◆学校に地域の人が、公民館に学校の先生や保護者や地域の人が気軽に立ち寄り、話し合いできる場や機会を住民とともに企画します。
- ◆持続可能なコーディネーター養成のための講座を企画します。また、講座修了後に活躍できる場を設けるように努めます。
- ◆コーディネーターのよりよい活動体制を支援すると共に、新たなコーディネーターの人材発掘や養成にも努めます。
- ◆地域において行政の各機関が展開している支援や事業の連携を図り、より活性化するように努めます。

第2節 地域での学び

市民が心豊かに生き生きと暮らすには地域で役割を持ち、学びを続けることが大切です。

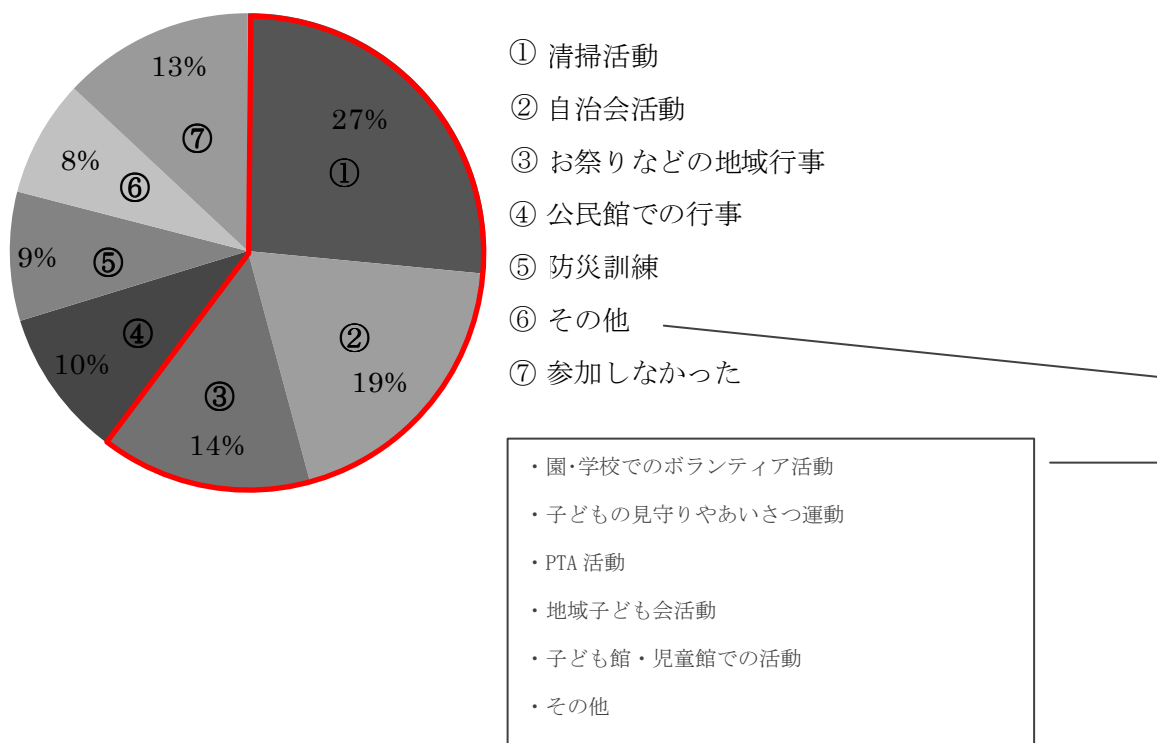
「生涯学習市民アンケート」の結果にもあるように、清掃活動、自治会活動、祭りなどへの参加は全体の60%と、多くの人が地域での活動に参加しています。こうした地域での活動や学びの場としては、公民館など地域の施設、学校、地域の行事や各団体等の取組みの場などがあります。特に地区公民館は、地域住民にとって身近な学習の場となっています。

地域での学びとしては、「地域を語ろう」シンポジウム(※10)での学びのように、地域課題について考え、知恵を出し合ったり、解決に向けて関わったりするなどの学びがあります。

また、学校や地域の行事、各団体等の取組みに参加することによる学び、日常生活の場などにおける学びがあります。

こうした学びに多くの地域住民が積極的に関わり、あったかい人間関係をつくり、学びの“わ”を広げていく必要があります。

問4 あなたはこの1年間で、地域のどのような活動に参加しましたか。



① 地域課題を踏まえた学習機会の充実

【現状と課題】

地区公民館や子ども館・児童館などは、地域住民にとって身近な学びの場であると同時に、地域の人と人をつなぐ交流の場として親しまれています。

子育てについては、保護者への情報提供や支援が必要であり、子どもへの対応の仕方をリアルタイムで話し合える地域の雰囲気づくりや場の提供が求められています。

また、安全・安心なまちづくり、ふるさと学習について地域と公民館・学校とが連携した取組み、学習の機会を設けることが必要となっています。

今後、多くの地域住民が地域の現状を共通認識し、地域課題を共有化し、解決するための知恵を出し合う場・機会を継続的に設けることが望まれます。

② 地域行事への積極的参画

【現状と課題】

地域行事に積極的に参画することは、地域を愛する心がより深まるとともに、社会性や企画力を身につけ、また、行事の伝承者としての役割を担うことになります。

各地域には、高野山信仰の影響を色濃く残した行事、民俗が多くあります。加えて、公民館主催事業で開催されている「ふるさと展望」などのように創られた行事があり定着してきています。

ところが少子・高齢化、人口減少等、様々な要因で将来においても本市の宝といえる行事が途絶えようとしています。最近では、平成26年秋、高野山金剛峰寺と高野口町大野をつなぐ「^{ごばん}御番」(※11)という行事が途絶えてしまいました。

こうした状況にあって、地域住民に行事の伝承の大切さを意識してもらう仕組み、積極的参画によりその大切な役割を担っているということを自覚してもらう、そして喜びを感じてもらえるような仕組みづくりが課題となっています。

【“わ” づくり第2節 地域での学びに係る施策の内容】

- ◆子育て、安全・安心や環境等の地域課題を見つめ直すための学習機会の提供や、その解決に向けた学習支援を行います。
- ◆地域住民が地域行事に積極的に関わることができるよう、行事の取組みを支援します。
- ◆地区公民館が設置されている地域ごとに「共育コミュニティ」を立ち上げ、共育コーディネーターを配置し、地域の活性化を推進します。
- ◆途絶えた地域行事も、将来その行事が復活するときのことを考え、地域住民の協力を得て、使用した道具のほか、聴き取りをして文章や絵などの形で残すための取組を行います。
- ◆地域行事を映像、写真、文章などの資料として残すため、地域住民の積極的な参画を求めるとともに、社会教育関係団体等の協力を得て地域行事の伝承を支援します。
- ◆教育委員会と学校が連携して、郷土学習などの時間に地域行事や伝統文化を守ってきた先輩橋本市民を特別講師として招き、子どもたちに伝えてもらう機会を作ります。
- ◆地域の歴史や文化、自然、人材等の豊かな地域資源を再発見することや、これらの資源の活用方法を学習する場を提供します。
- ◆学校の空き教室は、放課後や休日には地域住民の学びの場や、子どもたちの居場所として活用を図ります。
- ◆地区公民館単位での地域シンポジウムを今後も継続的に実施します。そして、そこで出た意見を地域や市の事業などに活かせるようにしていきます。

第3節 連携ネットワークを目指した新たな行政の仕組みづくり

さまざまな世代が世代を超えて連携し、住民主体のお互いさまの助け合い、支え合いのネットワークを築くためには、学校教育と社会教育の融合のみではなく、教育と福祉の連携を強化するなど、新たな仕組みが必要になっています。

① ESDの推進

【現状と課題】

少子高齢化、家庭環境の変化、子どもの仲間意識や遊びの変化等、子どもや地域を取り巻く状況の変化や、地球温暖化、エネルギー問題等の地球規模の危機的な状況がある中で、持続可能な社会づくりの担い手を育てるための教育、ESD (※12) の推進が重要です。

本市では、学校教育及び社会教育の両面においてE S Dを推進しています。学校教育では、課題解決に向けて自ら考え、判断し、行動できることをめざし、総合的な学習の時間等を活用して様々な取組みを行ったり、E S Dについての教員研修会を開催しています。

また、地域や保護者の方々と協働しながら「地域とともにある学校づくり」を進めています。社会教育においても、E S Dの趣旨理解や社会全体の課題解決力向上のための研修会を開催し、大人の常識や意識を変える取組みを行っています。

今後、E S Dの視点を共有しながら、「Think globally, act locally.」^(※13)を基本に身近なことから取組み、人と人とがつながりあいながら共に学びあいのできるまちづくりを進めていく必要があります。

② 世代間の繋がり・連携

【現状と課題】

人間関係が希薄化する中で、異世代間でふれ合う機会が少なくなってきています。世代を超えて集う機会を増やす必要があります。

このことは、「地域を語ろう」シンポジウムでも多くの参加者が希望しています。参加者からの意見をキーワードにまとめると、出されたキーワード（全832件）のうち「あいさつ・声かけ」に関すること（161件）、「地域行事」に関すること（128件）、「つなぐ・つながりということ」に関すること（120件）に整理することができました。世代間の繋がりを子どもの視点から見れば、朝の見守り活動や地域の祭り・自治会の運動会で出会う近所の大人たちとの出会い、学校への授業支援や放課後子ども教室で教えてもらえる大人たちとの出会い等があり、それらは年を重ねて充実する方向へ変わってきています。

③ 園・学校・地域・社会教育施設との地域連携

【現状と課題】

本市の将来を担う子どもたちが健やかに育っていくには、家庭や地域で愛され慈しまれること、そして、多くの体験を通して豊かな心と人間性を養い、規範意識や公共性を身につけていくことが大切です。学校は児童生徒の教育の場であるとともに、地域住民のための学習機会を提供する場であるとの考えに立ち、学校の施設・設備を地域の教育・学習活動のために広く活用することが求められています。

現在、学校の施設開放については体育館とグラウンドのみ開放していますが、今後は校舎内の開放も視野に入れ、放課後や休日の社会教育への利用、また、子どもたちの土曜日の学習活動や地域の大人と子どもの交流などにも活用範囲を広げることが期待されています。このような学校開放を進めるためには管理体制の整備も必要です。

【“わ”づくり第3節 連携ネットワークを目指した新たな行政の仕組みづくりに係る施策の内容】

- ◆学校教育及び社会教育の両面においてE S Dを推進し、持続可能な社会づくりの担い手を育てます。
- ◆園児・児童・生徒を地域の事業に参加させ、地域住民とのふれ合いを大切にする開かれた学校づくりを推進します。
- ◆各中学校に立ち上がっている「青少年健全育成会(議)」による地域活性化の取組みを支援し、児童生徒と地域住民がE S Dの視点で交流する場をもち、共に行動する環境を整えます。
- ◆市民ボランティアによる授業や土曜日、休日、放課後の子どもの学びを支援する組織づくりを進めます。
- ◆園、学校と社会教育施設がそれぞれ実施している類似の行事を見直し、相互連携・協力した取組みに発展させていきます。
- ◆教育委員会各課で、さらには福祉部局と教育委員会が、「連携と協働」していくための組織づくりに取組めます。

第4節 情報の共有

子どもから大人までを対象とする多くの事業が、本市のホームページを通じて教育に関する施策の情報として発信されています。

また、公民館や子ども館・児童館、子育てサークルなど、人が集まり交流できる場があり、多くの人がある“わ”の中でいきいきと活動できています。しかしながら、そのような情報や取組みが十分市民に浸透していると言える状況ではありません。今後、このような情報を有効に活用していくためには、インターネットや広報誌だけでなく、人が人に対面して伝える機会の充実が必要だと考えられます。

① 広報、ホームページ等による情報の発信と収集

【現状と課題】

本市の生涯学習に関する情報や社会教育分野で開催される事業の情報については、広報「はしもと」や家庭教育情報誌「げんきっこ family」をはじめ、ホームページ等からも情報発信されています。また、全ての地区公民館から毎月、市広報誌とともに当該地域の全

世帯に公民館報として生涯学習に関する情報発信が行われています。

さらに、幼児教育や学校教育に関する情報については、各園・各学校・各地域の共育コミュニティ等を通して情報発信が行われています。

しかし、「生涯学習市民アンケート」では、広報「はしもと」や「県民の友」で生涯学習に関する情報を得ている人が29%で最も多く、生涯学習の拠点である公民館の館報、図書館報では11%でした。

アンケートによると「どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。」の問いに対して、「生涯学習に関する情報を得やすくすること」が25%で2番目に多く要望されていて、様々な手段できめの細かい情報発信が求められている事が分かります。今後はインターネットの活用によるホームページの充実や、広報をよりわかりやすく提供していくなど、積極的に情報発信する事が不可欠です。

【“わ”づくり第4節 情報の共有に係る施策の内容】

- ◆市民の求めている情報をいつでもどこでも簡単に手に入れる事が出来るように情報提供・発信を進めます。
- ◆市民の生涯学習に対する意見や相談に適切に対処する仕組みを整えます。
- ◆社会教育関連施設を市民にとって身近で利用しやすい場として活用してもらうために施設案内の情報を提供します。
- ◆社会教育関係団体やサークルなどの社会貢献情報をインターネットで配信し、市民活動支援に努めます。

第3章 市民が期待する生涯学習の環境づくり

第1節 社会教育施設

本市には、地域住民の最も身近な社会教育施設である公民館をはじめとして、図書館法に基づき生涯学習支援の情報提供の拠点として、情報を収集・保存・提供し市民一人ひとりの教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とした図書館、市内全域の子どもに遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした子ども館・児童館、先人の文化遺産と生活の知恵を保存し、これを後世に伝える橋本市郷土資料館、考古資料の調査、保存、整理及び活用を図り、歴史への関心を高める「あさもよし歴史館」等があります。

市民の学習や文化活動等が活発化しているなか、市民の身近な学習活動の拠点である各種社会教育施設において市民一人ひとりの学習ニーズに対応できるような機能の充実に努めていく必要があります。

社会教育施設の整備においては、高齢者、障がい者をはじめ、一人ひとりの利用者へのきめ細かな配慮とともに、地域住民の意見を反映させることが求められています。時代に即応した施設の在り方を踏まえて整備することが重要です。

社会教育施設の利活用については、サービス向上、効率的な運用などの見地から、市民のニーズを積極的に取り入れた対応が求められています。

持続可能な社会への転換が求められている現在において、将来を見据えた事業計画、地域との協働を進めていくために、社会教育施設の職員は、施設の運営・管理面の能力を高めると共に各種団体の指導、育成面の専門的な職員としての資質を高めることが必要となります。

本市における生涯学習の環境づくりを考えると、社会教育施設相互の連携はもちろんのこと、文化施設や福祉部門並びに学校との連携が大切となります。

県や他市町村の関係機関、NPO 団体等との連携も強化する必要があります。

また、近々に発生すると言われていた、大規模地震に備えるためには、各施設の耐震整備が必要となります。地震や風水害等の大規模災害に対応できる避難訓練の実施や、職員の防災・防犯意識向上のため、研修会への参加や各施設で防災・防犯訓練を実施する必要があります。

各社会教育施設で実施している事業の周知については、定期的に館報を発行して行事の内容等を知らせるとともに、市のホームページにも掲載しています。

しかし、まだまだ利用者の固定化が見受けられる現状であり、今後より多くの市民に施設を利用してもらうためには、広報、館報、ホームページの継続をしつつ、さらに効果的な情報提供の方法を検討する必要があります。

（１）公民館

本市には中央公民館１館、地区公民館８館があり、公民館は「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習施設で、９公民館全体で年間のべ３５万人をこえる利用があります。地区公民館は地域住民の学習と交流の場であるとともに、地域づくりの活動拠点としての役割が求められています。

これらの役割を果たすためには、公民館が身近にあって地域住民が集いやすいこと、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに応えた活動・事業を展開すること、施設として学習ニーズに応えられる機能を有していること、活動・事業を適切に企画、実施し、地域のコーディネーター的役割を果たせる専門的力量を持った職員を配置すること、地域に根ざした公民館運営がなされることなどが大切です。

① 公民館施設の整備

【現状と課題】

地区公民館は、恋野地区を除いて中学校区に１館設置されていますが、管轄するエリアが広範囲にわたり、アンバランスな状況にあります。また、老朽化した地区公民館の建て替えが現実的な課題となっており、関係する人たちの意見を大切にしながら進めていく必要があります。

ユニバーサルデザイン（※１４）とバリアフリーの視点にたった施設整備、自由に集え、憩うことができるフリースペースの確保、乳幼児や子どもが安心して遊べる「空間」の保障、十分な駐車場の確保などが公民館施設を充実させる上で重要です。

② 公民館活動・事業の展開

【現状と課題】

公民館では主に、地域住民が自らの学習要求に基づきサークル・団体を組織して行っている活動や事業と、公民館職員が住民の学習要求を把握し、それに基づいて企画した主催事業が展開されています。主催事業として、子育て支援事業、世代間交流事業、児童・生徒対象事業、健康増進・スポーツレクリエーション事業、文化振興・地域交流事業など各公民館において多彩に実施され、地域に定着したものになっています。地域住民とともにそれぞれの事業の目的と意義を再確認しながら、惰性とマンネリに陥ることなく、事業のさらなる発展を目指して見直していくことが必要です。そして新しい地域課題解決のための学習事業を地域住民とともに新たに作り上げていくことが最も大事なことです。

③ 職員配置の検討と専門職員としての力量形成

【現状と課題】

公民館職員は現在一部の公民館を除いて、常勤の館長1名、主事1名、事務職員1名が配置されています。住民の学習ニーズが高度化・多様化し、高齢化の進行とともに公民館利用も拡大しており、充分に対応しきれていない状況にあります。また、共育コミュニティやE S Dの展開などによる学校教育との連携、「地域を語ろう」シンポジウムでみられたように、多様で切実な地域課題とその解決学習の必要性、地域づくりの拠点としての役割と行政との「橋渡し役」の遂行等、果たすべき役割が山積みの状況です。

こうした中、中央公民館を含む全公民館職員に社会教育職員としての専門的力量の形成と活動展開の十分な時間的保障が重要な課題となっています。

④ 運営体制

【現状と課題】

生涯学習は地域住民が主体となって展開するものです。公民館は地域の生涯学習の拠点施設であり、その運営は地域住民が主体となってい、公民館職員はその支援・援助・指導の役割を果たします。地区公民館事業の運営は、地域自治会から推薦された運営委員を中心に、利用団体や学校等からの代表者を加えて数十名規模の公民館運営委員会（※15）があたっています。

今後、より地域に密着した各地区公民館で展開されているブロック活動（※16）の重要性に注目する必要があり、運営委員会体制とブロック活動のより一層の充実が不可欠になっています。

また、中央公民館は、8地区公民館を統括し、連絡調整の役割を果たし、全市的な学習課題に応えた事業を展開する必要があります。

【環境づくり（１） 公民館に係る施策の内容】

- ◆老朽化した公民館の建て替えを計画的に推進します。
- ◆施設の整備と充実は市民の意見を反映し推進します。
- ◆現在の事業を地域住民とともに見直し、新たな事業展開に対しては必要な支援を行います。
- ◆中央公民館に社会教育主事を配置するなど、公民館の職員体制のあり方を検討します。
- ◆館長会、主事会、事務職員会の定例化、学習会、研修会参加の保障、全職員に社会教育主事資格の取得を進めていきます。
- ◆働きがいのある職場にするため、職員からの意見を反映した条件整備を進めます。
- ◆運営委員会体制とブロック活動の充実を目指して、地域住民の主体性を尊重しながら、必要な支援や指導を行います。
- ◆公民館運営審議会（※17）の機能を充実します。

（２）図書館

図書館は、図書館法に基づき生涯学習支援の情報提供の拠点として、情報を収集・保存・提供し市民一人ひとりの教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的としています。生涯学習振興のため関連機関との連携による学習機会の提供や学習成果の評価・活用機会を提供し、それを奨励しています。橋本市図書館は昭和51年に橋本市教育文化会館の5階に設置され、平成4年からは移動図書館車の巡回を含めたサービスを行っています。

しかし、施設や人員不足等により市民のための図書館として読書活動支援や課題解決のための資料提供などの日常業務やサービスが不十分な状態です。1日平均、約900人の利用があり、図書館利用者アンケート等により、駐車場の完備やゆったりとしたスペースの確保、新着本や雑誌の充実などの要望があります。市民の生涯学習の場として、充実が求められています。

① 資料の充実・保存・提供

【現状と課題】

平成26年度末には蔵書数約15万冊を有し、平成23年の耐震改修工事により書庫スペースがなくなり、全ての資料を館内に並べています。本来書庫に保存すべき資料も並べ

ることにより、貴重資料の散逸や書架が古びて見えるなど支障をきたしています。しかし、調査研究のため利用者の要望に応え古い資料を提供する必要がある、そのためにも書庫は必要不可欠です。また、図書館資料が市民に役立つ蔵書構成を目指さなければなりません。魅力的な書架を作り、絶えず市民のニーズに応えられる資料の充実とサービスが必要です。

② 郷土資料の公開と保存

【現状と課題】

開館以来、本市に関する資料や和歌山県の関係資料を収集していますが、収集作業が不十分なうえ未整理のものも多数ある状態です。市史編纂委員会から資料を移管されたものと寄贈された地方新聞については、平成26年度緊急雇用創出事業により、デジタルデータ化し『紀ノ川新報』『きのかわ新聞』両紙は縮刷版を閲覧開架していますが、市史編纂委員会からの移管資料については公開実施には至っていない現状です。有識ボランティアのみならず専門知識を有する担当の配置が望まれます。

③ 施設の整備

【現状と課題】

現在の図書館は、ワンフロアで、中心部分にエレベーターホールなどがあり、その周り360度を閲覧室としています。そのため、フロアの約2／3程度が見通しの利かない状態です。又、開館当初の約10倍の蔵書になり本棚の間隔が狭く特に車椅子の方や乳幼児を連れた方には不便をかけている状態です。

図書館は多様な利用者のニーズに対応出来るユニバーサルデザインを考慮したスペース作りが求められています。

④ 主催行事の充実と情報の提供

【現状と課題】

生涯学習支援として、日本文学・英語『読書会』、対象年齢別『よみきかせ会』、『ビブリオバトル』^(※18)、毎回テーマを工夫した『図書館講座』など、乳幼児から一般までを対象に設定した主催行事を実施しています。しかしながら生涯学習に関する様々な情報を広く提供し、支援すべき図書館の役割を果たすことや、今後益々望まれる学習の機会やその成果を活用できる機会の提供ができていない現状です。

⑤ 図書館職員配置の検討と資質の向上

【現状と課題】

生涯学習支援、課題解決に役立つ図書館となるため図書館法で、図書館職員は『図書館

資料に十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずる』とされ、図書館サービスの充実のためには、正規司書職員の配置が不可欠です。しかし、橋本市図書館は現在嘱託及び臨時職員のための体制であり、臨時職員に関しては3年以上の更新は認められていません。また、週6日開館のための勤務ローテーションによる慢性的な職員不足も課題です。

望まれる図書館サービスの充実には、専門的資質の向上が求められますが、県や国が開催する研修のみならず、市の主催する職員研修にも参加が難しい状況です。司書としての資質の向上のためには、安定した長期採用の検討と研修参加の機会確保が必要です。

【環境づくり（2）図書館に係る施策の内容】

- ◆市民の課題解決に役立つ蔵書構成をめざすと共に資料の有効保存に努めます。
- ◆資料の形態を問わず積極的に収集し情報の提供に努めます。
- ◆郷土資料有効利用についての検討と、周知の広報に努めます。
- ◆生涯学習の場として誰もが安心して利用できるよう安全管理や防犯の向上を図ります。
- ◆子ども読書活動推進のため、関係機関との連携を図ります。
- ◆利用者の意見を反映しながら、幅広い主催行事の企画に取り組めます。
- ◆図書館サービス充実のための職員体制やあり方を検討します。
- ◆県や公共図書館協会等の開催する研修会への積極的な参加を図ります。

（3）子ども館・児童館

子ども館・児童館は児童福祉法第40条で「児童に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにする」ことを目的として、誰もが自由に利用でき、子どもたちに遊びを保障する施設です。

遊びは、子どもの人格的発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、遊びの持つ教育効果は他で補うことができないと言われています。子どもたちは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任をもつという自主性・社会性・創造性を身につけ人間として成長していきます。

また、子どもの生活が安定する環境が整備されるためには大人の理解と協力が不可欠です。親のグループやジュニアボランティアを育成するとともに、関係機関や団体との連携を図ることが子どもや子育てにやさしい総合的なまちづくりにつながります。

本市では、児童健全育成の場、安全安心な居場所、異年齢交流の場、子育て支援の場、中高生の居場所として、きしかみ・はらだ子ども館、友愛・名古屋児童館の4館が『遊びと手作り』をテーマに、学校や家庭では体験できない事業や活動を多彩に展開しています。

① 子ども館・児童館の事業

【現状と課題】

子ども館・児童館では、達成感を味わえる手作り工作、食育につなげるクッキング、季節情緒感を養う季節ごとの行事、集団で行動する遊び等、実際に体験することを大切にしたい各種事業を実施しています。

また、子育て支援事業としては、子育て広場や乳幼児親子対象・保護者対象の事業も実施していますが、親子で楽しめる事業、親自身がリフレッシュできる事業を工夫して取り組む必要があります。

来館が困難な子どもたちや、子ども館・児童館のない地域の子どもたちにも子ども館・児童館活動が体験できるように、平成12年度より「にこにこランド〔移動児童館〕」事業を市内全小学校で実施し、定着しています。また、小学校の授業でも、児童厚生員（※19）による手作り教室が行われています。

② 安全・安心な居場所づくりと児童厚生員の資質向上

【現状と課題】

子ども館・児童館は、異年齢で一緒に自由に遊べる場、乳幼児親子の交流の場、中高生も集える場として心豊かに過ごせる安全安心な居場所であることが最も大事なことです。安全性に欠け、危険性を伴う行動がある場合には、児童厚生員による適切な対応が重要です。また、子どもの抱かえる問題等を敏感にとらえ、その場その場で迅速に対処できる児童厚生員の十分な人員配置と力量形成が必要不可欠です。

子どもを取巻く環境の変化により、ゲーム機や携帯電話等での個々の遊びが多く見られ、集団で遊ぶことが少なくなり、依存性が強く、自主性・主体性に欠ける傾向があります。児童厚生員は日頃から子どもの発達課題を敏感に気づくことを大切に、保護者とのかわりにも心がけ、子どもについての情報を共有するために学校との情報交換をしていく必要があります。

③ 協力体制

【現状と課題】

事業実施に際し、協力者（ボランティア）が必要です。子どもの中で一緒に活動できるジュニアボランティアを募り、イベント等での活動を通して育成に努め、中学生ボランティアクラブ・青年リーダー（青年指導員連絡会）・所管部署とも連携を図っています。

子ども館・児童館で遊びや事業を体験した子どもが、ジュニアボランティアとして活躍

し、青少年期を経て大人になって地域のリーダーとなり、このような人の成長が地域の活性化に繋がり、まちづくりに大きく貢献していきます。

また、今後、大人の協力者（ボランティア）が必要です。地域住民による館運営に対する協力についても検討していく必要があります。

地域子ども会の行事の実施や相談等の支援をしていますが、少子化の影響もあり、地域子ども会の衰退が危惧されています。今後は地域と一緒に子どもを見守り、子どもと保護者が共に楽しみ、成長できる場として援助・協力していく必要があります。

④ 子ども館・児童館の整備

【現状と課題】

現在、子ども館・児童館が設置されている地域に偏りがあるために、「地域を語ろう」シンポジウムや利用者アンケートで市民からの要望があったように、子どもたちの居場所である子ども館・児童館が全市的に配置されることが必要とされています。また、既存の施設は築後30年以上が経過し、老朽化しているために耐震性にも問題があり、修繕や新設が望まれています。

⑤ 図書の充実と図書室の環境づくり

【現状と課題】

子どもたちにとって図書はとても大切です。長い間古い本が並び新しい本がなかった図書室でしたが、近年、徐々に新しい絵本等が書棚に並ぶようになってきています。館の状況により差はありますが、書棚の整理や新刊コーナーの設置等をして、それぞれに工夫をしながら特色のある図書室の環境整備を進めています。規模や環境にもよりますが、読書だけでなく、宿題をしたり、遊びや製作の場でもあり、子どもの憩いの場としても更に整備を進めていく必要があります。

【環境づくり (3) 子ども館・児童館に係る施策の内容】

- ◆子どもの人格的な発達に必要不可欠な「遊び」と「創造」の意義をふまえ、各館の事業の充実に努めます。
- ◆子育て支援事業の充実に図ります。
- ◆学校との連携を深め、移動児童館事業、学校授業への支援を充実します。
- ◆安全で安心な居場所を確保するために必要な職員体制やあり方を検討します。
- ◆児童厚生員の資質と力量を向上するための研修に積極的に参加します。
- ◆学校との連携を密にし、情報交換に取り組めます。
- ◆ジュニアボランティアとしての活躍の場を提供し、育成に努めます。
- ◆各館の運営委員会の設置を検討します。
- ◆地域子ども会が子どもと親にとって、共に育ちの場となるよう支援します。
- ◆子ども館・児童館設置の偏在性を解消し、全市的にバランスがとれた配置のあり方を検討します。
- ◆安全性に問題のある施設については、必要な改修を計画に沿って進めていきます。
- ◆子ども館・児童館らしい図書室を子どもと児童厚生員で作るよう努めます。
- ◆児童厚生員による読み聞かせを機会あるごとに実施し、読書に興味をつなげる援助をします。

(4) 資料館等

本市では県下でも早い時期(昭和48年建設)に資料館が整備され、約40年にわたって運営が続けられてきました。収蔵・展示されている資料も衣食住に関する民俗資料、古文書・記録などの文献資料、絵画や彫刻などの美術資料など広範囲に及びます。平成18年には既存の児童館施設を利用して、これらの資料のうち考古資料を扱う「あさもよし歴史館」が設置され、発掘調査の記録や出土品の保管にあたっています。

① 博物館施設の整備

【現状と課題】

「郷土資料館」、「あさもよし歴史館」(昭和51年建設)ともに施設の老朽化が進んでおり、耐震補強、雨漏り、空調設備等の問題があります。特に郷土資料館には収蔵庫がないため展示場で保管している状態です。一般に博物館施設では収蔵庫に資料を保管し、一部をテ

一マに沿って展示することが行われていますが、本館では展示資料をずらせながら展示物を入れ替えるなどの作業が必要になっています。また、資料の増加に伴い展示室内や通路に資料を置かざるを得ず、物置の状態になっています。そのため、施設について根本的な改修もしくは建替えが必要となってきています。

② 館藏品・寄託品の調査研究

【現状と課題】

「郷土資料館」・「あさもよし歴史館」には多くの資料が収蔵されていますが、整理されて資料化されている収蔵品は一部に限られます。この館にどのような資料が収蔵され、どのように使われ、どのような意味をもったものかを明らかにし、地域の歴史・文化・自然を理解する手懸りとしていかなければなりません。館収蔵資料を写真や図、又は概要や特徴を記して記録とし、資料として利用できるよう整理することが必要です。こうした資料整理を行うため、専門職員の配置が必要となっています。

③ 企画展示・講座・体験教室等

【現状と課題】

「郷土資料館」では企画展示や講座を、「あさもよし歴史館」では企画展示・講座・勾玉づくりや麻ひもコースターづくりなどの体験教室等を開催しています。特に夏休みの体験教室は小学生に人気があり、多くの子どもたちで賑わいます。企画展や講座もその時々テーマに基づいて開催し、定着してきています。しかしながら、参加者には固定化の傾向があり、より幅広い市民の参加が求められます。

④ 偉人・伝統を活かす仕組み

【現状と課題】

本市には過去に活躍したすばらしい先人たちがいます。紀州流の土木技術を完成させた大畑才蔵、橋本のまちをひらいた応其上^{おうごしょうにん}人、オリンピック金メダリストの前畑秀子・古川勝、世界的な数学者の岡潔等々が歴史に残る業績を残されました。こうした本市が誇る人々を紹介し、顕彰して行くことが必要です。また、今日の橋本を築くに至った歴史・文化の産物である伝統等が失われつつあり、これらを再認識するとともに後世に伝える取組みが求められています。

⑤ 他博物館等との情報交換と連携

【現状と課題】

「郷土資料館」・「あさもよし歴史館」に収蔵している資料には貴重なものが多く、しばしば他の自治体の博物館から特別展の展示のために借用の依頼があります。本館ではこうした依頼のあった資料は文化財の活用という見地から積極的に貸し出しています。

これには、どこの博物館（資料館等）にどのような資料が収蔵されているかという情報の発信と各館の連携が必要となります。市民ニーズに応えた展示や講座等を提供するには館相互の情報交換と連携が不可欠となっています。また、公民館・図書館等の社会教育施設との連携も一層進めていく必要があります。

【環境づくり（４）資料館等に係る施策の内容】

- ◆「郷土資料館」と「あさもよし歴史館」は、橋本市の歴史・文化・自然を知り、後世に伝える施設として是非とも必要な施設の一つであり、また、本来同じ分野に属する施設であるため、両者を合した施設とするよう検討していきます。
- ◆市民からの問い合わせに適切な資料を提供できるよう専門職員の配置も含めて検討していきます。
- ◆「何が求められているのか。」それを見極め、資料館等の展示・講座・体験教室等に活かして行きます。
- ◆来館を待つのではなく、資料館等から市民にアプローチする姿勢をもって取組みます。
- ◆先人の営みやその結果受け継がれてきた伝統を資料館等の展示や講座・体験などを通して再認識し、理解を促すとともに後世へ伝えていくための契機として行きます。
- ◆本市にかかわる偉人を顕彰して市民の誇りと認識されるよう努め、新しい橋本市の創造に繋げて行きます。
- ◆「郷土資料館」と「あさもよし歴史館」との情報共有と連携はもとより、他の社会教育施設、他の自治体の博物館等の連絡を密にし、連携を行える体制を一層進めて行きます。

第2節 文化財の保護・活用

長い歴史を経て今日の本市に発展してきたその歴史の証人ともいえるべきものが文化財とすることができます。

何物も歴史の上に位置づけられており、経てきた歴史の場面に立ち会ったものや、今日

に伝わる行事や伝統、そしてそれらの中で本市にとって特に重要なものや事柄を本市指定文化財として指定しています。

また、地中に埋もれた歴史は埋蔵文化財として認識され、これらの文化財を保護措置するとともに、公開等の活用を図っています。

① 黒河道の世界文化遺産登録への取組み

【現状と課題】

世界遺産の「紀伊半島の霊場と参詣道」の登録以来、参詣道に関する調査が進められ、このうち高野山への参詣道についても注目されるようになってきました。本市域を通る高野参詣道としては高野街道・京大坂道、黒河道が知られており、このうち黒河道はかつての姿が比較的よく残されていることから、国史跡に指定されました。すでに「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されていることから、黒河道についても世界遺産への追加登録が求められています。

② 指定文化財の活用

【現状と課題】

橋本市には隅田八幡神社に所蔵されている国宝「人物画象鏡」や重要文化財の「利生護国寺本堂」、「旧高野口尋常高等小学校校舎」などの国指定文化財、「地蔵寺の五輪塔」定福寺の「木造阿弥陀如来坐像」、「陵山古墳」などの県指定文化財、「小峯寺宝篋印塔」、普門院の「木造十一面観音立像」、「学文路三叉路道標石」などの市指定文化財等、多くの文化財が所在しています。

これまでこれらの文化財を後世に守り伝えていこうという保護の面にウエイトを置いていましたが、これらの文化財は市民に理解されてこそ意味があることから、これから活用されることが求められています。

③ 文化財担当職員の充実と専門職員としての資質向上

【現状と課題】

文化財担当職員は文化スポーツ室に1人配置されており、指定文化財の調査・指定手続き、文化財保存修理の対応、文化財防火デーなどの文化財普及事業の企画・実施、埋蔵文化財包蔵地における土木工事の届出事務、埋蔵文化財取扱いの調整・試掘調査・工事立会の実施、発掘調査の実施・出土遺物の整理・報告書の作成・刊行、文化財等歴史文化に関する問い合わせ対応など、果たすべき専門的な役割が満載です。また、専門性を維持していくためには研修による資質の向上が必要不可欠であり、職員体制の充実と力量形成が必

要です。

④ 他部局・他施設・他自治体と連携強化

【現状と課題】

文化財は道などの史跡のように広域にわたるものや考古資料のように一定区域に共通して出土するものなど、自治体をこえて情報共有したり、連携して取組みが必要な場合があります。自治体の枠を超えて共通の問題に取組み、協力して対応していくことが必要となっています。

また、地域の文化財を地域住民に紹介するための取組みを公民館と連携して行ったり、寄贈される各地で行われた発掘調査の報告書や文化財刊行物などの情報を図書館と共有したり、文化財を観光に活かす取組みを観光担当課と連携して行っていく必要があります。

【環境づくり第2節 文化財の保護・活用に係る施策の内容】

- ◆世界遺産の追加登録をめざし周辺景観の保護のための条例制定等、黒河道の保護のため、法的措置の取組みを進めます。
- ◆パンフレット作成、説明板等の設置、ホームページ等により文化財への理解を深めてもらえるよう努めます。
- ◆専門職員の充実に努力するとともに、専門研修の機会を確保し、職員の資質向上に努めます。
- ◆これまで行われてきた文化財行政における他自治体との連携を一層進めるとともに、本市他部局・施設との連携を密にする取組みを進めます。

IV 計画の実現に向けて

本計画をより実効性のあるものとするため、特に重点的に実施する事業については、分かりやすい具体的な目標を設定します。

また、本計画に定める基本理念を踏まえ、事業の必要性・効果・プロセス等を点検・評価し、必要な見直しを進める事が不可欠です。そのため、重点目標を設定した各施策・事業を所管する各部署については、毎年主体的な事業評価を行います。

さらに、各種事業の進捗状況や、実施内容を市民の視点から評価を行うため、市民の代表である社会教育委員会による評価を行います。

評価内容については、市ホームページ及び公民館、図書館、子ども館等社会教育施設に閲覧可能にして、市民に対する情報提供に努めます。

本計画全体の評価は、5年後に各施策・事業の進捗状況等について検証し見直しを行います。

1. 重点目標

生涯学習推進計画に基づいて、あらゆる分野で生涯学習の視点に立った施策を展開していくことが求められていますが、特に力点を置いて推進する施策として、3つの重点目標を設定します。

●重点目標1 共育コミュニティの推進

地区公民館が位置する地区に「共育コミュニティ」を立ち上げ、共育コーディネーターを配置し、学校・家庭・地域が一体となって地域の活性化を推進します。また地域の人材（宝）を発掘し、共育コーディネーターが地域の核になるための研修を実施します。

担当課（学校教育課・社会教育課）

●重点目標2 ESDの推進

学校教育及び社会教育の両面においてESDを推進し、持続可能な社会づくりの担い手を育てます。そのために、学校教育においてはユネスコスクール（※20）の登録に向けて積極的に推進します。また社会教育においては児童生徒と地域住民が多様な世代の中で共に学びESDの視点で交流する場をもち、共に行動する環境を整えます。

担当課（学校教育課・社会教育課）

●重点目標3 地域を創る話し合いの場づくりの推進

「地域を語ろう」シンポジウムのように、子どもも大人も自らが考え、課題について議

論し、地域づくりの主体となる語り合いの場づくりを進め、具体的な行動につなげます。

担当課（中央公民館）

2. 計画の推進体制

本計画を総合的・効果的に推進し、市民の学びの力を「時間（とき）ゆたかに流れ　くらし潤う創造都市橋本」につなげるためには、教育委員会事務局のみならず、市長部局の各部署が、環境・福祉・健康・人権・まちづくり・産業振興等、様々な分野で行われる多様な施策との連携・統合を図ることが必要です。

そのため、庁内の各部署において、具体的課題について関係部署間の連絡や総合的な調整・推進を図り、庁内連携や情報共有・交換等を行います。具体的には社会教育課が事務局となり、定期的に生涯学習での内容について、企画経営室、防災推進室、市民生活環境課、健康課、こども課、福祉課、人権・男女共同推進室、いきいき長寿課等と各計画の整合性を図ります。

【用語説明】

※1：生涯学習市民アンケート

平成26年9月に、地域別で2千人の任意の市民を対象に自分らしく生活するために必要なこと、学びたい内容など、日ごろ感じていることや生涯学習に関わる現状を聞き、計画に盛り込んでいくため、アンケート調査を実施した。

※2：SNS

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

※3：橋本市子どもスマホ宣言

平成27年7月14日、近年増加しているスマートフォンやポータブルゲーム機などによるトラブルやいじめを防ぐために、橋本市PTA連合会や橋本市青少年育成市民会議が中心となって、児童生徒のスマートフォンなどの使用制限に関する取組みをまとめたもの。

※4：子ども冒険村

橋本市の子どもが夏休みを利用して、奥高野の大自然の中で、汗を流し工夫をこらして自らの力で共同体（村）をつくりあげ、この中で生活を営むことによって自治意識を育て、豊かな創造性を身につけ、自主的に行動できる子どもを育てる。特に、衣・食・住（生活）の大切さや仲間と共に汗を流す楽しさ、物を造る喜びなどを体験する事業。

※5：ジュニアリーダー研修

春休みを利用して小学校5・6年生を対象に宿泊研修を実施し、他の子ども会（クラブ）のメンバーとも交流し、集団生活の体験を通じて、集団のリーダーとしての意識・マナー・知識・技術を習得すると共に、今後の地域子ども会等で活躍できる人材を育成する事業。

※6：橋本市青年指導員連絡会

子ども冒険村やジュニアリーダー研修会に参加したことがある高校生・大学生を中心に組織した青年指導員（青年リーダー）の団体。主な活動内容は各子ども会へのレクリエーション指導、子ども冒険村やジュニアリーダー研修会への協力団体としての参加、会員同士の交流など。

※7：キャップ・ハンディ体験

「ハンディキャップ」(不利な条件)の前後を入れ替えてつくられた言葉で、眼隠しや様々な用具を装着し、ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、その置かれている状況や環境、障がいに対する理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域の環境づくりを考えるきっかけづくりを目的としている。橋本市社会福祉協議会が地域の協力を得て実施している。

※8：アダプテッド・スポーツ

障がいのある人はもちろんのこと、幼児から高齢者まで体力の低い人であっても誰でもできるようにルールや用具を身体条件や発達状況に適合(adapt)させたスポーツのこと。

※9：共育コミュニティ

学校・家庭・地域が子どもの取り巻く問題や教育の課題・願いを共有し、共同して解決に取り組む「きのくに共育コミュニティ」の形成を進めることで、学校と地域の連携強化を図り、地域の教育力を高め、子どもたちの確かな育ちと学びを支える学校づくり・地域づくりを推進する。

※10：「地域を語ろう」シンポジウム

平成26年9月～平成27年3月まで各地区公民館8館と中央公民館、きしかみ子ども館で地域性を活かしたテーマから、各地区の現状や課題について話し合いを実施した。

※11：御番

御番(判)雑事ともいい、高野山周辺の村々にあった風習・季節の野菜・果物などを奥之院^{おくのいん}御廟^{ごびょう}に供え寺院に贈る。当番制で各家から集めたものを、山道を登り弘法大師に捧げた。江戸時代後期に刊行された「紀伊国名所図会」にも掲載されている古くからの行事。

※12：ESD

ESD(Education for Sustainable Development)とは、「持続可能な開発のための教育」と言い、現在に生きる私たちすべてが、そしてその子孫たちがこの地球で生きていくことを困難にするような問題を予見し、その問題を解決するための学びのこと。

※13：「Think globally, act locally.」

「地球規模で考え、身近に行動する」こと。地球環境問題に国境はなく、地球全体の仕組みの中でその原因と影響を把握、解決にあたっては自らの生活の場を通して、地道な活

動を続けることが大切という意味。

※14：ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無にかかわらずできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

※15：公民館運営委員会

公民館区域内住民のニーズにあった教育及び文化に関する各種事業を行うために地区公民館に設置されている住民組織。教養の向上、健康の増進を図り、情操豊かな生活文化の振興、社会福祉の増進に努め、地域住民相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

※16：ブロック活動

公民館区域内を一定の地区ごとに分けていることをブロックといい、ブロックごとに地域の盆踊りやグランドゴルフ大会などを企画、運営することをブロック活動という。

※17：公民館運営審議会

社会教育法第29条により設置しており、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査・審議することを目的とする。

※18：ビブリオバトル

数人でお気に入りの本を紹介し合い、最も読みたい本を決める知的書評合戦のこと。

※19：児童厚生員（遊びを指導・支援する者）

児童厚生施設である子ども館・児童館などで、子どもに安全な居場所の提供と事業の企画・実施・運営などをし、遊びを通して子どもの自主性・社会性・創造性の育成をする。子どもたちの健康や情操を豊かにし、健全育成に努め、地域との連携を図る職員（者）をいう。本市では子ども館・児童館職員を児童厚生員と言う。

本市においては、“遊びと手作り”をテーマに活動し、楽しみと達成感を味わえる取組みをしている。

※20：ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。世界中の学校と生徒間・教師間の交流を通じ、情報や体験を分かち合うことと、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指すことを目的とする。

V 參考資料

別添参照